

宮代町公告式規則をここに公布する。

令和8年6月12日

宮代町長

新井 康之

宮代町規則第23号

宮代町公告式規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮代町公告式条例（昭和30年宮代町条例第1号。以下「公告式条例」という。）に定められた条例、規則及び規程以外の告示、公示、公告及び公表等（以下「告示」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(告示)

第2条 告示しようとするときは、その種別、番号、前文、告示の年月日及び町長名を記入しなければならない。

2 告示は、公告式条例第2条第2項の規定を準用する。ただし、法令（条例を含む。）に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(施行期日)

第3条 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、告示の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。